

令和元年 8月

かずさ水道広域連合企業団議会臨時会資料

かずさ水道広域連合企業団



令和元年 8 月  
かずさ水道広域連合企業団議会臨時会資料目録



○議案第1号 かづさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>かづさ水道広域連合企業団水道用水供給条例 (給水料金)</p> <p>平成31年3月25日 条例第31号</p> <p>第3条 紿水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき79円を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に1立方メートルにつき24円を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>	<p>かづさ水道広域連合企業団水道用水供給条例 (給水料金)</p> <p>平成31年3月25日 条例第31号</p> <p>第3条 紿水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき79円を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に1立方メートルにつき24円を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>



○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新旧対照表

新	旧
かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号
(加入負担金) 第8条 略	(加入負担金) 第8条 略
2 負担金は、別表第1に定める額（消費税相当額を含む。）とする。	2 負担金は、別表第2に定める額（消費税相当額を含む。）とする。
(料金)	(料金)
第26条 料金は、2月について別表第2に定める基本料金及び水量料金により算出した額（消費税相当額を含む。）とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。	第26条 料金は、2月について別表第3に定める基本料金及び水量料金により算出した額（消費税相当額を含む。）とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
2 別表第2に定める区域は、この条例の施行の日の前日までに、廃止前の木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）、君津市水道事業給水条例（平成7年君津市条例第24号）、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津町条例第85号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（平成9年袖ヶ浦市条例第25号）に基づき料金を算定していった区域に対応するものとする。	2 別表第3に定める区域は、この条例の施行の日の前日までに、廃止前の木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）、君津市水道事業給水条例（昭和50年君津市条例第52号）、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津町条例第85号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（平成9年袖ヶ浦市条例第25号）に基づき料金を算定していった区域に対応するものとする。
(特別な場合における料金の算定)	(特別な場合における料金の算定)
第29条 定例日を過ぎ次の定例日までの間ににおいて、水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次に掲げる区分に従い、第26条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額（1円未満	第29条 定例日を過ぎ次の定例日までの間ににおいて、水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次に掲げる区分に従い、第26条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額（1円未満

の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項において同じ。) とする。ただし、木更津市の区域においては、一般用水で使用水量があるときは、別表第2一般用に規定する水量区分にそれぞれの率を乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。

- (1) 日数が 15 日以内のとき 100 分の 25
- (2) 日数が 15 日を超えて 30 日以内のとき 100 分の 50
- (3) 日数が 30 日を超えて 45 日以内のとき 100 分の 75
- (4) 日数が 45 日を超えるとき 100 分の 100

(手数料)

第32条 手数料は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

#### 附則

- 1 略  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、木更津市水道事業給水条例、君津市水道事業給水条例、富津市水道事業給水条例又は袖ヶ浦市水道事業給水条例（以下これらを「市の条例」といいう。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの

の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下本項目において同じ。）とする。ただし、木更津市の区域においては、一般用水で使用水量があるときは、別表第3一般用に規定する水量区分にそれぞれの率を乗じて得た水量をその区分とし、同表に規定する水量料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とし、また、浴場営業用で使用水量が基本水量にそれぞれの率を乗じて得た水量を超えるときは、これを超過水量とし、同表浴場営業用に規定する超過料金の例により算出した額に基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を加えた額とする。

- (1) 日数が 15 日以内のとき 100 分の 25
- (2) 日数が 15 日を超えて 30 日以内のとき 100 分の 50
- (3) 日数が 30 日を超えて 45 日以内のとき 100 分の 75
- (4) 日数が 45 日を超えるとき 100 分の 100

(手数料)

第32条 手数料は、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、広域連合企業長が特別の理由があると認めたらどきは、この限りでない。

#### 附則

- 1 略  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、木更津市水道事業給水条例、君津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）、君津市水道事業給水条例（平成7年君津市条例第24号）、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津町条例第85号）又は袖ヶ浦市水道事業給水条例

条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成9年神ヶ津市条例第25号)（以下これらを「市の条例」とい  
う。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの  
条例の相当規定によりなされたものとみなす。

消除

別表第1(第2条)

別表第1（第8条第2項）

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

別表第2（第8条第2項）

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

飯野、本郷、二間原、新富、小久保、岩瀬、千賀新田、西大和田、網、相野谷、一色、障子谷、上、近藤、八田沼、中、宝竜寺、花香谷、佐貫、龜沢、龜田、鶴岡、八幡、菅毛、渠、數原、岩井、桜井、台原、海良、先達、花輪、不入斗、尾崎、加藤、更和、望井、金谷、上後、隅尻、小志崎、岩本、山駒、田原、伊勢、大森、寺尾、鬼田、東大和田、田倉の一部、高瀬、宇都原、志崎、山中、大川崎、太田和、園、御代原、豊田	袖ヶ浦市 袖ヶ浦市の全域
---	--------------

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

別表第3 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	水量	基本料金 料金	水量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以下	なし	1, 944円	1～20立方メートルまで 102円60銭
	25ミリメートル	4, 212円	21～60立方メートルまで 221円40銭	
	30ミリメートル	5, 832円	61～100立方メートルまで 280円80銭	
	40ミリメートル	10, 260円	101～300立方メートルまで 356円40銭	
	50ミリメートル	16, 740円	301～600立方メートルまで 415円80銭	
	75ミリメートル	23, 760円	601～1, 000立方メートル以上 475円20銭	
	100ミリメートル	57, 240円	1, 001立方メートル以上 507円60銭	
	125ミリメートル	70, 200円	1, 001立方メートル以上 540円	
	150ミリメートル	86, 400円	1, 001立方メートル以上 540円	
	200ミリメートル以上	127, 440円	1, 001立方メートル以上 540円	
浴場営業用	200立方メートルまで	9, 720円	201～500立方メートルまで 108円	
	501立方メートル以上	140円40銭	501立方メートル以上 140円40銭	
臨時用		1立方メートルにつき	1立方メートルにつき 540円	

給水装置の用途	メーターの口径	水量	基本料金 料金	水量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以下	なし	1, 944円	1～20立方メートルまで 102円60銭
	25ミリメートル	4, 212円	21～60立方メートルまで 221円40銭	
	30ミリメートル	5, 832円	61～100立方メートルまで 280円80銭	
	40ミリメートル	10, 260円	101～300立方メートルまで 356円40銭	
	50ミリメートル	16, 740円	301～600立方メートルまで 415円80銭	
	75ミリメートル	23, 760円	601～1, 000立方メートル以上 475円20銭	
	100ミリメートル	57, 240円	1, 001立方メートル以上 507円60銭	
	125ミリメートル	70, 200円	1, 001立方メートル以上 540円	
	150ミリメートル	86, 400円	1, 001立方メートル以上 540円	
	200ミリメートル以上	127, 440円	1, 001立方メートル以上 540円	
浴場営業用	200立方メートルまで	9, 720円	201～500立方メートルまで 108円	
	501立方メートル以上	140円40銭	501立方メートル以上 140円40銭	
臨時用		1立方メートルにつき	1立方メートルにつき 540円	

## (2) 君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	1, 944円	1~20立方メートルまで 129円60銭
	25ミリメートル		3, 888円	21~40立方メートルまで 221円40銭
	30ミリメートル		8, 640円	41~60立方メートルまで 252円72銭
	40ミリメートル		18, 144円	61~100立方メートルまで 362円88銭
	50ミリメートル		48, 600円	101~200立方メートルまで 74, 520円
	65ミリメートル		74, 520円	201~500立方メートルまで 111, 240円
	75ミリメートル		222, 480円	501立方メートル以上 475円20銭
	100ミリメートル		359, 640円	125ミリメートル
	125ミリメートル		641, 520円	150ミリメートル
	150ミリメートル			1立方メートルにつき 648円
	臨時用			1立方メートルにつき 648円

## (2) 君津市の区域

(2) 君津市の区域				
給水装置の用途	メーターの口径	基本料金	水量	水量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以下	なし	1, 944円	1~20立方メートル 129円60銭
	25ミリメートル		3, 888円	21~40立方メートル 221円40銭
	30ミリメートル		8, 640円	41~60立方メートル 252円72銭
	40ミリメートル		18, 144円	61~100立方メートル 362円88銭
	50ミリメートル		48, 600円	101~200立方メートル 74, 520円
	65ミリメートル		74, 520円	201~500立方メートル 111, 240円
	75ミリメートル		222, 480円	501立方メートル以上 475円20銭
	100ミリメートル		359, 640円	125ミリメートル
	125ミリメートル		641, 520円	150ミリメートル
	150ミリメートル			1立方メートルにつき 648円
	臨時用			1立方メートルにつき 648円

(3) 富津市の区域  
(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金 水量	料金 (1立方メートルにつき)	水量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	20立 方メー トルま で	3, 883円 21~60立方メートルまで 226円80銭 61~120立方メートルまで 324円 121~220立方メートルま で 378円 221~320立方メートルま で 432円 321立方メートル以上 464円40銭	13ミリメートル 20立 方メー トルま で
	20ミリメートル		4, 963円	20ミリメートル 20ミリメートル
	25ミリメートル		5, 613円	25ミリメートル なし
	30ミリメートル		8, 424円	30ミリメートル 8, 424円
	40ミリメートル		16, 843円	40ミリメートル 16, 843円
	50ミリメートル		25, 053円	50ミリメートル 25, 053円
	75ミリメートル		61, 344円	75ミリメートル 61, 344円
	100ミリメートル		106, 053円	100ミリメート ル 106, 053円
	150ミリメートル	別に定める	464円40銭	150ミリメート ル 別に定める
	臨時用		702円	1立方メートルにつき 702円

(3) 富津市の区域  
(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金 水量	料金 (1立方メートルにつき)	水量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	20立 方メー トルま で	3, 883円 21~60立方メートルまで 226円80銭 61~120立方メートルまで 324円 121~220立方メートルま で 378円 221~320立方メートルま で 432円 321立方メートル以上 464円40銭	13ミリメートル 20立 方メー トルま で
	20ミリメートル		4, 963円	20ミリメートル 20ミリメートル
	25ミリメートル		5, 613円	25ミリメートル なし
	30ミリメートル		8, 424円	30ミリメートル 8, 424円
	40ミリメートル		16, 843円	40ミリメートル 16, 843円
	50ミリメートル		25, 056円	50ミリメートル 25, 056円
	75ミリメートル		61, 344円	75ミリメートル 61, 344円
	100ミリメートル		106, 056円	100ミリメート ル 106, 056円
	150ミリメートル	別に定める	464円40銭	150ミリメート ル 別に定める
	臨時用		702円	1立方メートルにつき 702円

(平成31年2月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	2,700円	1～20立方メートルまで 86円40銭 21～60立方メートルまで 259円20銭 61～120立方メートルまで 367円20銭 121～220立方メートルまで 432円 221～320立方メートルまで 486円 321立方メートル以上 529円20銭	13ミリメートル なし
	20ミリメートル		3,888円	20ミリメートル	3,888円
	25ミリメートル	なし	6,372円	25ミリメートル なし	6,372円
	30ミリメートル		9,504円	30ミリメートル	9,504円
	40ミリメートル		19,008円	40ミリメートル	19,008円
	50ミリメートル		28,296円	50ミリメートル	28,296円
	75ミリメートル		69,336円	75ミリメートル	69,336円
	100ミリメートル		119,880円	100ミリメートル	119,880円
	150ミリメートル	別に定める		150ミリメートル	別に定める
	臨時用		1立方メートルにつき 777円		1立方メートルにつき 777円

(平成31年2月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	2,700円	1～20立方メートルまで 86円40銭 21～60立方メートルまで 259円20銭 61～120立方メートルまで 367円20銭 121～220立方メートルまで 432円 221～320立方メートルまで 486円 321立方メートル以上 529円20銭	13ミリメートル なし
	20ミリメートル		3,888円	20ミリメートル	3,888円
	25ミリメートル	なし	6,372円	25ミリメートル なし	6,372円
	30ミリメートル		9,504円	30ミリメートル	9,504円
	40ミリメートル		19,008円	40ミリメートル	19,008円
	50ミリメートル		28,296円	50ミリメートル	28,296円
	75ミリメートル		69,336円	75ミリメートル	69,336円
	100ミリメートル		119,880円	100ミリメートル	119,880円
	150ミリメートル	別に定める		150ミリメートル	別に定める
	臨時用		1立方メートルにつき 777円		1立方メートルにつき 777円

(4) 袖ヶ浦市の区域  
(平成31年3月31日まで)

(4) 袖ヶ浦市の区域  
(平成31年3月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	885円 60銭	1~20立方メートルまで 132円84銭	885円 60銭
	20ミリメートル		1, 771円 20銭	21~40立方メートルまで 155円52銭	1, 771円 20銭
	25ミリメートル		2, 980円 80銭	41~60立方メートルまで 199円80銭	2, 980円 80銭
	30ミリメートル		4, 536円 232円20銭	61~100立方メートルまで 232円20銭	4, 536円 232円20銭
	40ミリメートル		9, 093円 60銭	101~300立方メートルまで 282円96銭	9, 093円 60銭
	50ミリメートル		15, 552円 321円84銭	301~500立方メートルまで 321円84銭	15, 552円 321円84銭
	75ミリメートル		41, 040円 354円24銭	501立方メートル以上 83, 160円	41, 040円 354円24銭
	100ミリメートル			100ミリメートル 216, 000円	
	150ミリメートル			150ミリメートル 540円	
臨時用			1立方メートルにつき 540円	1立方メートルにつき 540円	

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	885円 60銭	1~20立方メートルまで 132円84銭	885円 60銭
	20ミリメートル		1, 771円 20銭	21~40立方メートルまで 155円52銭	1, 771円 20銭
	25ミリメートル		2, 980円 80銭	41~60立方メートルまで 199円80銭	2, 980円 80銭
	30ミリメートル		4, 536円 232円20銭	61~100立方メートルまで 232円20銭	4, 536円 232円20銭
	40ミリメートル		9, 093円 60銭	101~300立方メートルまで 282円96銭	9, 093円 60銭
	50ミリメートル		15, 552円 321円84銭	301~500立方メートルまで 321円84銭	15, 552円 321円84銭
	75ミリメートル		41, 040円 354円24銭	501立方メートル以上 83, 160円	41, 040円 354円24銭
	100ミリメートル			100ミリメートル 216, 000円	
	150ミリメートル			150ミリメートル 540円	
臨時用			1立方メートルにつき 540円	1立方メートルにつき 540円	

(平成31年4月1日から)

(平成31年4月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	1, 242円	1~20立方メートルまで	139円32銭
	20ミリメートル		1, 944円	21~40立方メートルまで	171円72銭
	25ミリメートル		3, 272円	41~60立方メートルまで	40銭
	30ミリメートル		4, 978円	61~100立方メートルまで	80銭
	40ミリメートル		9, 990円	101~300立方メートルまで	257円4銭
	50ミリメートル		17, 096円	301~500立方メートルまで	40銭
	75ミリメートル		45, 111円	501立方メートル以上	75円4銭
	100ミリメートル		91, 422円		100円
	150ミリメートル		237, 470円		150円
臨時用			540円	1立方メートルにつき	540円

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	1, 242円	1~20立方メートルまで	139円32銭
	20ミリメートル		1, 944円	21~40立方メートルまで	171円72銭
	25ミリメートル		3, 272円	41~60立方メートルまで	40銭
	30ミリメートル		4, 978円	61~100立方メートルまで	80銭
	40ミリメートル		9, 990円	101~300立方メートルまで	257円4銭
	50ミリメートル		17, 096円	301~500立方メートルまで	40銭
	75ミリメートル		45, 111円	501立方メートル以上	75円4銭
	100ミリメートル		91, 422円		100円
	150ミリメートル		237, 470円		150円
臨時用			540円	1立方メートルにつき	540円

別表第3 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4、 0 0 0 円(非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 5 0、0 0 0 円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 5 4 0 円 (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 5 4 0 円 (消費税相当額を含む。)

別表第4 (第32条第1項)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4、 0 0 0 円(非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 5 0、0 0 0 円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 5 4 0 円 (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 5 4 0 円 (消費税相当額を含む。)

○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新旧対照表

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させまるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>

別表第1(第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
65ミリメートル	5,170,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
125ミリメートル	26,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円
200ミリメートル	85,800,000円
250ミリメートル	151,800,000円
300ミリメートル	240,900,000円

別表第1(第8条第2項)

給水管の口径	負担金額
13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	291,600円
25ミリメートル	496,800円
30ミリメートル	756,000円
40ミリメートル	1,512,000円
50ミリメートル	2,700,000円
65ミリメートル	5,076,000円
75ミリメートル	7,236,000円
100ミリメートル	15,120,000円
125ミリメートル	25,920,000円
150ミリメートル	41,040,000円
200ミリメートル	84,240,000円
250ミリメートル	149,040,000円
300ミリメートル	236,520,000円

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

別表第2 (第26条)

(1) 木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル 以下	なし	1,980円	1~20立方メートルまで 104円50銭
	25ミリメートル		4,290円	21~60立方メートルまで 225円50銭
	30ミリメートル		5,940円	61~100立方メートルまで 286円
	40ミリメートル		10,450円	101~300立方メートルまで 24,200円
	50ミリメートル		17,050円	301~600立方メートルまで 58,300円
	75ミリメートル		2,400円	601~1,000立方メートルまで 423円50銭
	100ミリメートル		71,500円	1,001立方メートル以上 88,000円
	125ミリメートル		8,000円	1,001立方メートル以上 129,800円
	150ミリメートル		200ミリメートル以上	200ミリメートル以上 9,900円
	200ミリメートル以上			201~500立方メートルまで で 110円
	浴場営業用			501立方メートル以上 143円
	臨時用			1立方メートルにつき 550円

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		用途	メーターの口径	
一般用	20ミリメートル 以下	20ミリメートル 以下	なし	1,944円
	25ミリメートル	25ミリメートル		1~20立方メートルまで 102円60銭
	30ミリメートル	30ミリメートル		21~60立方メートルまで 4,212円
	40ミリメートル	40ミリメートル		61~100立方メートルまで 5,832円
	50ミリメートル	50ミリメートル		10,260円
	75ミリメートル	75ミリメートル		16,740円
	100ミリメートル	100ミリメートル		23,760円
	125ミリメートル	125ミリメートル		57,240円
	150ミリメートル	150ミリメートル		86,400円
	200ミリメートル以上	200ミリメートル以上		127,440円
	浴場営業用			200立方メートルまで 9,720円
	臨時用			1立方メートルにつき 540円

## (2) 君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル 以下	なし	1,980円	1~20立方メートルまで <u>132円</u>
	25ミリメートル		3,960円	21~40立方メートルまで <u>225円50銭</u>
	30ミリメートル		8,800円	41~60立方メートルまで <u>257円40銭</u>
	40ミリメートル		18,480円	61~100立方メートルまで <u>369円60銭</u>
	50ミリメートル		49,500円	101~200立方メートルまで で <u>401円50銭</u>
	65ミリメートル		75,900円	201~500立方メートルまで で <u>442円20銭</u>
	75ミリメートル		113,300円	501立方メートル以上 <u>484円</u>
	100ミリメートル		226,600円	
	125ミリメートル		366,300円	
	150ミリメートル		653,400円	
臨時用				1立方メートルにつき <u>660円</u>

## (2) 君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル 以下	なし	1,944円	1~20立方メートルまで <u>129円60銭</u>
	25ミリメートル		3,888円	21~40立方メートルまで <u>221円40銭</u>
	30ミリメートル		8,640円	41~60立方メートルまで <u>252円72銭</u>
	40ミリメートル		18,144円	61~100立方メートルまで <u>362円88銭</u>
	50ミリメートル		48,600円	101~200立方メートルまで で <u>394円20銭</u>
	65ミリメートル		74,520円	201~500立方メートルまで で <u>434円16銭</u>
	75ミリメートル		111,240円	501立方メートル以上 <u>475円20銭</u>
臨時用				1立方メートルにつき <u>648円</u>

## (3) 富津市の区域

(3) 富津市の区域  
(平成31年1月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	20立 方メー トルま で	3,888円	21~60立方メートルまで 226円80銭 61~120立方メートルまで 324円
	20ミリメートル		4,968円	121~220立方メートルま で 378円 221~320立方メートルま で 432円
				321立方メートル以上 464円40銭
25ミリメートル	なし	5,616円	1~40立方メートルまで 226円80銭	
30ミリメートル		8,424円	41~100立方メートルまで 324円	
40ミリメートル		16,848円	101~200立方メートルま で 378円	
50ミリメートル		25,056円	201~300立方メートルま で 432円	
75ミリメートル		61,344円	301立方メートル以上 464円40銭	
100ミリメートル		106,056円	別に定める	
150ミリメートル				1立方メートルにつき 702円
臨時用				

給水装置の 用途	メーターの口径	水量料金		基本料金	水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金		
一般用	13ミリメートル	なし	2,750円 <u>8.8円</u>	1~20立方メートルまで 21~60立方メートルまで 61~120立方メートルまで 121~220立方メートルまで 221~320立方メートルまで 321立方メートル以上	1~20立方メートルまで 21~60立方メートルまで 61~120立方メートルまで 121~220立方メートルまで 221~320立方メートルまで 321立方メートル以上
	20ミリメートル		3,960円 <u>4.40円</u> <u>4.95円</u> <u>5.39円</u>	20ミリメートル	20ミリメートル
	25ミリメートル	なし	6,490円 <u>2.64円</u> <u>3.68円</u> <u>4.10円</u> <u>4.40円</u> <u>5.00円</u> <u>7.00円</u> <u>10.00円</u> <u>12.20円</u> <u>10.00円</u> <u>15.00円</u>	1~40立方メートルまで 41~100立方メートルまで 101~200立方メートルまで 201~300立方メートルまで 301立方メートル以上	1~40立方メートルまで 41~100立方メートルまで 101~200立方メートルまで 201~300立方メートルまで 301立方メートル以上
	30ミリメートル				
	40ミリメートル				
	50ミリメートル				
	75ミリメートル				
	100ミリメートル				
	150ミリメートル				
	臨時用		1立方メートルにつき <u>7.92円</u>		1立方メートルにつき <u>7.77円</u>

## (4) 袖ヶ浦市の区域

(4) 袖ヶ浦市の区域  
(平成31年3月31日まで)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	885円 60銭	1~20立方メートルまで 1,32円84銭
	20ミリメートル		1,771円 20銭	21~40立方メートルまで 1,55円52銭
	25ミリメートル		2,980円 80銭	41~60立方メートルまで 1,99円80銭
	30ミリメートル		4,536円 232円20銭	61~100立方メートルまで 2,32円20銭
	40ミリメートル		9,093円 60銭	101~300立方メートルまで 6,282円96銭
	50ミリメートル		15,552円	301~500立方メートルまで 3,21円84銭
	75ミリメートル		41,040円	501立方メートル以上 3,54円24銭
	100ミリメートル		83,160円	
	150ミリメートル		216,000円	
臨時用				1立方メートルにつき 540円

(平成31年4月1日から)

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	1, 265円	1~20立方メートルまで 141円90銭	1立方メートルにつき 1, 242円
	20ミリメートル		1, 980円	21~40立方メートルまで 174円90銭	1~20立方メートルまで 139円32銭
	25ミリメートル		3, 333円	41~60立方メートルまで 224円40銭	21~40立方メートルまで 171円72銭
	30ミリメートル		5, 071円	61~100立方メートルまで 261円80銭	41~60立方メートルまで 3, 272円
	40ミリメートル		10, 175円	101~300立方メートルまで 319円	61~100立方メートルまで 4, 978円
	50ミリメートル		17, 413円	301~500立方メートルまで 363円	101~300立方メートルまで 313円20銭
	75ミリメートル		45, 947円	501立方メートル以上 399円30銭	301~500立方メートルまで 356円40銭
	100ミリメートル		93, 115円		501立方メートル以上 45, 111円
	150ミリメートル		241, 863円		60銭
臨時用			1立方メートルにつき 550円		1立方メートルにつき 540円

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13ミリメートル	なし	1, 265円	1~20立方メートルまで 141円90銭	1立方メートルにつき 1, 242円
	20ミリメートル		1, 980円	21~40立方メートルまで 174円90銭	139円32銭
	25ミリメートル		3, 333円	41~60立方メートルまで 224円40銭	21~40立方メートルまで 171円72銭
	30ミリメートル		5, 071円	61~100立方メートルまで 261円80銭	41~60立方メートルまで 3, 272円
	40ミリメートル		10, 175円	101~300立方メートルまで 319円	61~100立方メートルまで 4, 978円
	50ミリメートル		17, 413円	301~500立方メートルまで 363円	101~300立方メートルまで 313円20銭
	75ミリメートル		45, 947円	501立方メートル以上 399円30銭	301~500立方メートルまで 356円40銭
	100ミリメートル		93, 115円		501立方メートル以上 45, 111円
	150ミリメートル		241, 863円		60銭
臨時用			1立方メートルにつき 550円		1立方メートルにつき 540円

別表第3（第32条第1項）

別表第3（第32条第1項）

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4,000円（非課税）
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 550円 (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 550円 (消費税相当額を含む。)

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター1個につき 4,000円（非課税）
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	1件につき 540円 (消費税相当額を含む。)
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	1件につき 540円 (消費税相当額を含む。)



○議案第3号 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	日												
<p>かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例 平成31年3月25日 条例第16号</p> <p>別表（第3条第1項、第8条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写しの交付</td> <td>単色刷りで写し1枚につき 1 0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多色刷りで写し1枚につき 2 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本産業規格A列3番まで</u>とする。 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。</p>	区分	金額	写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 1 0円		多色刷りで写し1枚につき 2 0円	<p>かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例 平成31年3月25日 条例第16号</p> <p>別表（第3条第1項、第8条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写しの交付</td> <td>単色刷りで写し1枚につき 1 0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多色刷りで写し1枚につき 2 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本工業規格A列3番まで</u>とする。 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。</p>	区分	金額	写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 1 0円		多色刷りで写し1枚につき 2 0円
区分	金額												
写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 1 0円												
	多色刷りで写し1枚につき 2 0円												
区分	金額												
写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 1 0円												
	多色刷りで写し1枚につき 2 0円												

